

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	川口市 地方税の収納・滞納整理に関する事務 全項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、地方税の収納・滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税の収納・滞納整理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収納・滞納整理に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律の規定に則り、課税された個人住民税、法人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税(以下「市税」という)の収納情報・滞納情報の管理、滞納整理、消込、過誤納金の処理等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 納税者が納付書等による納付を行った場合、市指定金融機関等からの領収済通知書により確認する。 2. 納税者からの納付に過誤納がある場合、過誤納金を還付するため、納税者へ過誤納還付通知書を送付し、納税者は川口市に口座振替依頼書を返送する。 3. 2で得た口座情報を基に納税者へ過誤納還付金を振り込む。公金受取口座を希望する場合は中間サーバ接続端末を使用し、口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。 4. 納税者が納期限に課税額の納付がない場合、納税者に対して督促・催告を行う。 5. 滞納者の滞納処分に必要な情報(他機関の滞納状況、財産等)を取得するため、他機関に実態調査を行う。 6. 督促後、納税者からの納付がない場合は、滞納処分を執行する。 7. 催告対象者のデータを納税催告センターに提供し、催告を行う。また、催告結果を納税催告センターから受領し、折衝等の結果を滞納整理システムに入力を行う。 8. 督促状・催告書発送対象者となる納税者のデータを委託業者へ送付し、対象者の帳票作成・印刷業務を依頼する。 9. 納税者は川口市に口座振替の申し込みをし、川口市は口座振替を行い、その結果を納税者へ通知する。 10. 統合端末を使用し、他市町村の住民基本台帳関連の情報を取得する。 11. 10で得た情報を税宛名管理システムへ手入力を行う。
③システムの名称	<p>収納管理システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム(庁内用連携システム)、中間サーバ、税宛名管理システム、既存住民基本台帳システム、個人住民税システム、固定資産税・都市計画税システム、軽自動車税システム、法人住民税システム、事業所税システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1) 収納管理システムファイル (2) 滞納整理システムファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>・番号法整備法により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p> <p>【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他のその他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) 27の項</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>川口市 理財部 納税課、税制課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>納税課長、税制課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p></p>	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	－	【別表第2における情報提供】（追加） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・16・19・20・21・22・23・25・28・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・44・45・47・49・50・51・53・54・55・58・59条 【別表第2における情報照会】（追加） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	納税課長 市村 清二、税制課長 渡辺 洋一	納税課長、税制課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月28日	I 関連情報－1特定個人情報に係る事務－②事務の概要	(本文及び1-8は省略) 9. 中間サーバ接続端末を使用し、他団体から得た情報を収納管理システム・滞納管理システムへ手入力を行う。 10. 統合端末を使用し、他市町村の住民基本台帳関連の情報を取得する。 11. 10で得た情報を税宛名管理システムへ手入力を行う。	(本文及び1-8は省略) 9. 統合端末を使用し、他市町村の住民基本台帳関連の情報を取得する。 10.9で得た情報を税宛名管理システムへ手入力を行う。	事後	事務内容の変更でなく、事務の実情に記載内容を正したもので重要な変更には該当しない。
令和1年6月28日	I 関連情報－1特定個人情報に係る事務－③システムの名称	収納管理システム・滞納整理システム・団体内統合宛名システム・共通基盤システム(庁内用連携システム)・中間サーバ・税宛名管理システム・住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム)・個人住民税システム・固定資産税システム・軽自動車税システム・法人住民税システム・事業所税システム	収納管理システム・滞納整理システム・団体内統合宛名システム・共通基盤システム(庁内用連携システム)・税宛名管理システム・住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム)・個人住民税システム・固定資産税システム・軽自動車税システム・法人住民税システム・事業所税システム	事後	事務内容の変更でなく、事務の実情に記載内容を正したもので重要な変更には該当しない。
令和1年6月28日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－①実施の有無	実施する	実施しない	事後	事務内容の変更でなく、事務の実情に記載内容を正したもので重要な変更には該当しない。
令和1年6月28日	IVリスク対策	－	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年9月18日	IVリスク対策－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[]委託しない <選択肢> 十分である	[○]委託しない <選択肢> なし	事後	事務内容の変更でなく、事務の実情に記載内容を正したもので重要な変更には該当しない。
令和1年9月18日	IVリスク対策－5特定個人情報の提供・移転	[]提供・移転しない <選択肢> 十分である	[○]提供・移転しない <選択肢> なし	事後	事務内容の変更でなく、事務の実情に記載内容を正したもので重要な変更には該当しない。
令和1年9月18日	IVリスク対策－6情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) <選択肢> 十分である	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) <選択肢> なし	事後	事務内容の変更でなく、事務の実情に記載内容を正したもので重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の内容	(本文及び1-5は省略) 6. 電話催告対象者のデータを納税コールセンターに提供し、催告を行う。また、催告結果をコールセンターから受領し、折衝等の結果を滞納整理システムに入力を行う。 (7-10省略)	(本文及び1-5は省略) 6. 催告対象者のデータを納税催告センターに提供し、催告を行う。また、催告結果を催告センターから受領し、折衝等の結果を滞納整理システムに入力を行う。 (7-10省略)	事後	委託業務名の変更による、記載内容の修正。
令和2年6月30日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	・団体内統合宛名システム ・住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム)	・削除 ・既存住民基本台帳システム	事後	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
令和2年6月30日	I 関連情報－3 個人番号の利用－法令上の根拠	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の改正。
令和2年6月30日	I 関連情報－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・16・19・20・21・22・23・25・27・28・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・44・45・47・49・50・51・53・54・55・58・59条	－	事後	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
令和2年6月30日	II しいき地判断項目－1 対象人数－いつ時点の計測か	平成27年1月1日現在	令和2年4月1日現在	事後	PIAの再実施による見直し。
令和2年6月30日	II しいき地判断項目－2 取扱者数－いつ時点の計測か	平成27年1月1日現在	令和2年4月1日現在	事後	PIAの再実施による見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I 関連情報－1 特定個人情報 を扱う事務－②事務の概要	(本文及び1省略) 2. 納税者からの納付額が課税額を超過している場合、還付するため、納税者へ過誤納還付通知書を送付する。 3. 納税者が納期限内に課税額の納付がない場合、納税者に対して督促・催告を行う。 4. 滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するため、他機関に実態調査を行う。 5. 督促後、納税者からの納付がない場合は、滞納整理を執行する。 6. 催告対象者のデータを納税催告センターに提供し、催告を行う。また、催告結果を催告センターから受領し、折衝等の結果を滞納整理システムに入力を行う。 7. 督促状・催告書発送対象者となる納税者のデータを委託業者へ送付し、督促状発送対象者の帳票作成・印刷業務を依頼する。 8. 納税者は川口市に口座振替の申し込みをし、川口市は口座振替を行い、その結果を納税者へ通知する。 9. 統合端末を使用し、他市町村の住民基本台帳関連の情報を取得する。 10. .9で得た情報を税宛名管理システムへ手入力を行う。	2. 納税者からの納付に過誤納がある場合、過誤納金を還付するため、納税者へ過誤納還付通知書を送付し、納税者は川口市に口座振替依頼書を送付する。 3. 2で得た口座情報を基に納税者へ過誤納還付金を振り込む。公金受取口座を希望する場合は中間サーバ接続端末を使用し、口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。 4. 納税者が納期限内に課税額の納付がない場合、納税者に対して督促・催告を行う。 5. 滞納者の滞納処分に必要な情報(他機関の滞納状況、財産等)を取得するため、他機関に実態調査を行う。 6. 督促後、納税者からの納付がない場合は、滞納処分を執行する。 7. 催告対象者のデータを納税催告センターに提供し、催告を行う。また、催告結果を納税催告センターから受領し、折衝等の結果を滞納整理システムに入力を行う。 8. 督促状・催告書発送対象者となる納税者のデータを委託業者へ送付し、対象者の帳票作成・印刷業務を依頼する。 9. 納税者は川口市に口座振替の申し込みをし、川口市は口座振替を行い、その結果を納税者へ通知する。 10. 統合端末を使用し、他市町村の住民基本台帳関連の情報を取得する。 11. 10で得た情報を税宛名管理システムへ手入力を行う。	事前	公金給付支給等口座登録制度開始に伴う変更 特定個人情報の漏洩等のリスクに変動は無いため重要な変更には該当しない。
令和5年3月1日	I 関連情報－1 特定個人情報 を扱う事務－③システムの名称	収納管理システム、滞納整理システム、共通基盤システム(庁内用連携システム)、税宛名管理システム、既存住民基本台帳システム、個人住民税システム、固定資産税・都市計画税システム、軽自動車税システム、法人住民税システム、事業所税システム	収納管理システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム(庁内用連携システム)、中間サーバ、税宛名管理システム、既存住民基本台帳システム、個人住民税システム、固定資産税・都市計画税システム、軽自動車税システム、法人住民税システム、事業所税システム	事前	公金給付支給等口座登録制度開始に伴う変更 特定個人情報の漏洩等のリスクに変動は無いため重要な変更には該当しない。
令和5年3月1日	I 関連情報－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	—	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる(とされている項)	事前	公金給付支給等口座登録制度開始に伴う変更 特定個人情報の漏洩等のリスクに変動は無いため重要な変更には該当しない。